

平成27年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会議事録

1 日時：平成27年7月29日（水） 午後1時30分～午後4時30分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター3階 「調停室」

3 出席者：

(1) 委員

石井 慎一委員（部会長）、木下 剛委員（副部会長）、大谷 益世委員、
観音寺 拓也委員、蒔田 鐵夫委員

(2) 事務局

(都市局)

河野都市局長

(公園緑地部)

山下部長

(都市総務課)

増田都市局参事兼課長、村上課長補佐、西森主査、中野主任主事

(公園管理課)

竹本課長、高山課長補佐、中臺主査、猿田主任技師、叶主任主事

4 議題：

(1) 指定管理者の募集から指定までの流れについて

(2) 都市緑化植物園みどりの相談所の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について

(3) 亥鼻公園集会所の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について

5 議事の概要：

(1) 指定管理者の募集から指定までの流れについて

配布資料をもとに説明を実施した。

(2) 都市緑化植物園みどりの相談所の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について

指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について審議した。

(3) 亥鼻公園集会所の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について

指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について審議した。

6 会議経過：

○村上都市総務課長補佐 それでは、ただいまより平成27年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を開催させていただきます。

申し遅れましたが、私は、都市総務課課長補佐の村上と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議でございますが、5名全ての委員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

初めに、開会に当たりまして、河野都市局長からご挨拶申し上げます。

○河野都市局長 都市局長の河野でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日は、2つの施設を対象としております。

1つは、都市部における貴重な緑を守り育てるための知識を深めることを目的に設置いたしました千葉市都市緑化植物園みどりの相談所、もう一つは、本市の歴史と日本文化に触れ合う機会を提供するための施設でございます亥鼻公園集会所でございます。この2施設につきまして、平成28年度から32年度までの5年間における指定管理者の公募に係る募集条件や審査基準などにつきまして審議をしていただく予定でございます。

この募集条件や審査基準につきましては、施設所管課である公園管理課が本年5月28日に開催しました第1回公園部会をはじめとしまして、これまで委員の皆様からいただきました様々な貴重な意見を踏まえて案を作成しておりますところでございます。今後も開館時間の拡大など、市民サービスの量的拡大、民間事業者のノウハウを活用した市民サービスの質的拡充、管理経費の縮減などを図り、市民の方々に満足していただける施設管理を実施して参りたいと思っておりますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をお願い申し上げますとともに、10月に予定しております指定管理予定候補者の選定につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○村上都市総務課長補佐 河野都市局長につきましては、本日所用がございますため、これを持ちまして退席とさせていただきます。

○河野都市局長 恐縮でございます。よろしくお願いいたします。

(都市局長退席)

○村上都市総務課長補佐 それでは、議事に入る前に、会議の公開及び議事録の作成についてご説明いたします。

お手元の資料3「千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」をご覧ください。

本日の会議は、「1 会議公開の取扱い」の(1)のただし書きにあります公募の方法により指定管理者予定候補者を募集する場合における募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議に該当いたしますので、非公開にて実施することといたします。

また、議事録につきましては、「2 議事録の確定」の(1)及び「3 部会の会議への準用」のとおり、事務局が案を作成し、皆様に内容を確定していただいた後、部会長の承認をもって確定とさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

石井部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○石井部会長 今日はよろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)「指定管理者の募集から指定までの流れについて」、事務局から説明をお願いいたします。

○増田都市総務課長 都市総務課長の増田でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料の5、表になっているものをご覧いただきたいと思います。

平成27年度6月、公園管理課の欄に募集要項等の作成とありますが、先ほどもありましたように、都市緑化植物園みどりの相談所、これが新たに追加されたもの、それから亥鼻公園集会所の指定管理者、この2つの指定管理者を公募するに当たり、募集要項等の案を作成しております。

7月の公園部会の欄に、「29日 第2回 募集条件、審査配点等に関する審議」とありますが、こちらが本日開催の部会で、作成した募集要項や選定基準の案等について、特に審査項目、配点、採点方法などについて、外部有識者である皆様の視点を取り入れ、皆様からいただいた意見をもとに、より良い募集要項とするために開催するものでございます。

公園管理課では、皆様からいただいた意見を反映させた募集要項等に必要なものは修正し、8月6日から9月11日まで、指定管理者の公募を実施いたします。

9月7日から11日までが指定申請書の提出期間ということになっています。その後、形式的要件審査として、本市から指名停止処分を受けていないことや、最近1年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと、暴力団密接関係者でないことなど、提出書類に虚偽または不正の記載がないことを確認し、募集要項に定めた応募資格を全て満たし、かつ失格要件のいずれにも該当しないことを確認いたします。定められた要件が備わっていないことなどが確認できた場合、失格ということと通知を行います。

形式的な要件審査に合格された法人等から指定管理予定候補者を選定することになるのですが、この日程は10月8日に第3回公園部会を開催する予定ということにしてございます。

実施する提案内容審査の流れについては、当日に改めて説明させていただきますが、指定管理者の選定については公募によるものとし、提出された提案書等を審査の上、第1順位から第3順位までの指定管理予定候補者を選定します。

指定管理予定候補者の選定後、10月中旬に各候補者に対し結果を通知いたします。

その後、第1位の指定管理予定候補者となった者には、併せて協議の申し出を行い、協議について双方誠意を持って対処すること、最低限の両者の合意がなされていること等を担保するものとして仮協定書を締結いたします。なお、第1順位の候補者と協議がまとまらない際は、順次下位の者との協議を行うことになっております。

また、11月上旬に公園部会の選定経過、選定結果、選定理由、応募団体数及び応募者の名称、採点結果等についてはホームページに公表し、11月末ごろから開催される平成27年第4回定例会において指定議案の議決を経て、12月下旬に指定管理者の指定、指定書の交付、告示、1月下旬に基本協定の締結を行い、平成28年4月1日付で、当該年度に係る指定管理料の額や基本協定に記載のない事項で年度ごとに定めておくべきことなどを定めた年度協定を締結いたします。

最後に、次年度以降は、各年度の終了後、次年度以降の管理運営をより適正に行うために、年度評価を実施いたしまして、最終年度においては、各年度に実施した年度評価を踏まえた指定管理者の管理業務の総括のための評価及び次期指定管理者の選定のための評価である総合評価を実施いたします。

大まかな流れとしてはこういう形になります。皆さんにお願いしたいのは、今日が募集要項の審査、それから10月になりまして指定管理予定候補者の決定、この2つが大きなお力をいただきたいというところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○石井部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、委員の皆様からご質問等ございましたら、ご発言をお願い

いたします。

はいどうぞ。

○木下委員 8月6日に予定されております募集要項等の公表、配布というのはどのような手段で行われるのでしょうか。

○増田都市総務課長 基本的にはホームページ等に掲載してということになりますけれども、担当課のほうで、募集要項を実際に取りに来た方に配布するという形にもできます。基本的には、ホームページに掲載します。ホームページに掲載してあるのでダウンロードすれば、特段こちらまでいらっしゃる必要はないかと思っておりますけれども、確認のためにいらっしゃるといふ方も想定はできるかなということになっています。

○木下委員 わかりました。

○石井部会長 他には何かございますでしょうか。

他にないようですので、議題1については以上で終わりにいたします。

それでは、議題2「都市緑化植物園みどりの相談所の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について」に入ります。

それでは、指定管理者募集要項、管理運営の基準、指定管理予定候補者選定基準等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○竹本公園管理課長 公園管理課長の竹本でございます。よろしくお願いいたします。

座って資料を説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料6-1をお願いいたします。

「千葉市都市緑化植物園みどりの相談所指定管理者募集要項(案)」でございます。

ページをめくっていただきますと、1ページ目が目次になってございます。

まず、2ページ目ですが、はじめに1としまして、指定管理者募集の趣旨、それから下に行きまして、2としまして募集要項等の定義をさせていただいております。

3ページをお願いいたします。

「3 公募の概要」でございます。

(1) 管理対象施設、千葉市都市緑化植物園みどりの相談所(以下「本施設」といいます。)

お手数ですが、資料6-2の一番最後に、都市緑化植物園の図面が載っております。

今回、タイトルが千葉市都市緑化植物園みどりの相談所となっておりますが、指定管理をお願いする区域は、都市公園でありますこの都市緑化植物園全域であります。

募集要項の3ページにお戻りください。

(2) 指定期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

(3) 業務の内容、指定管理期間内の本施設の管理業務をやっていただくことになっております。

(4) 選定の手順でございますが、先ほど資料5でご説明いたしましたように、まず募集要項等の公表・配布、これを8月6日に開始いたします。

その後、募集要項等に関する説明会を8月17日、その後、募集要項等に関する質問の受付を8月17日から21日まで受け付けます。

それに対する回答につきましては、8月28日、それ以降指定申請書の提出につきましては、9月7日から9月11日までに提出を受け付けるということです。8月6日の募集要項の公布から、受付最終日の9月11日までは、公表日を含めて37日間になっております。

その後、失格者への通知を9月中旬に予定してございまして、皆様によるヒアリング選定を10月8日ということで、スケジュールを組ませていただいております。選定結果の通知を10月中旬、仮協定の締結を11月下旬、指定議案を平成27年第4回定例会に提出いたし

まして、指定管理者の指定、協定の締結を来年の1月に行うものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

管理対象施設の概要でございます。

(1) 設置目的等。

法令上の設置目的ですが、今お手元にお配りしてございます正誤表の中で、修正後のほうに差しかえさせていただきたいと思っております。法令上の設置目的ですが、都市公園施設の場合、設置目的と明確にうたわれているものはございません。ただし、都市公園法の中で、都市公園に設ける施設として、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいうということで、都市公園内に設けられる施設を列記してございまして、その中の6号で、「植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの」とありますので、それを法令上の設置目的として、この欄に掲載させていただきたいと思っております。

続きまして、ビジョンです。

この施設の目的・目指すべき方向でございますが、緑豊かな良好な都市環境を創造するため、より多くの市民に緑の大切さを伝え、緑化や緑の保全に対する意識の普及・啓発を図るとともに、緑を仲立ちとする地域コミュニティの核として機能すること。

ミッションとしましては、4つございます。

1つ目が、植物の育て方や管理方法など、市民の日常的な緑化活動に対する指導や相談を行うこと。

2つ目としまして、緑化植物の展示や講習会などを通じて緑化活動や植物に対する学習の場を提供すること。

3つ目としまして、四季折々の植物の姿が楽しめる見本園や園地を開放し、屋外レクリエーションの場を提供すること。

4つ目としまして、緑を仲立ちとしたコミュニティ活動を促進するため、緑に関するボランティア活動の場を提供することとしております。

ページをおめくりください。5ページでございます。

(2) 施設の概要及び特徴です。表にまとめてございます。

所在地は、千葉市中央区星久喜278。

開設は、昭和56年4月1日。

みどりの相談所としまして、事務所、温室、詰所、ボイラー室がございます。

それから、見本園としまして13,967㎡でございます。都市緑化植物園全体の都市公園面積につきましては34,129㎡でございます。

特徴につきましては、記載のとおりでございます。

その下、駐車場でございますが、40台駐車可能でございます。これについては無料です。

供用時間は、午前9時から午後5時まで、供用日は、月曜日及び年末年始以外の日となっております。

次に、(3) 指定管理者制度導入に関する市の考えですが、ここで、成果指標と数値目標を設定させていただいております。

下の表でございますが、成果指標としましては、1つ目が講習室利用者数、2つ目がボランティア団体の活動日数の合計。

数値目標としましては、講習室利用者数が7,600人、年間です。それからボランティア団体の活動日数の合計ですが235日です。

このボランティア団体の活動日数の合計の考え方ですが、今、こちらで複数のボランティア団体がそれぞれ活動してございまして、Aという団体が年間で20日、Bという団体が30日、

Cという団体が50日ということであれば、それは100日としてカウントするという事です。同じ日に複数のボランティア団体が活動していたからカウントしないということではありません。

続きまして、6ページをお願いします。

「5 指定管理者が行う業務の範囲」です。

(1) 指定管理者の必須業務の範囲。これは、市から支払う指定管理料に含まれる業務です。

アとしまして、施設運營業務、イとしまして、施設維持管理業務、ウとしまして、経営管理業務。

続きまして、(2) 自主事業として行うことができる事業、これは市から支払う指定管理料に含まれない業務です。

アとして、施設の興行の企画・誘致業務。イ、飲食・物販事業の実施、ウ、その他の業務となっております。

それから、(3) でございますが、再委託についてということで、委託に対しての制限を加えております。管理業務の全部、または大部分、もしくは重要な部分を第三者に再委託することはできませんということで制限をかけさせていただいております。

続きまして、7ページですが、「6 市の施設等との関係」でございます。

これにつきましては、(1) として施策の理解、(2) 市内産業の振興、市内産業の振興では、第三者に委託等、あるいは請け負いを行わせる場合は、原則として市内業者をお願いするという事で書かせていただいております。

それから、(3) 市内雇用、現在の施設職員の継続雇用への配慮及び障害者雇用の確保、(4) 男女共同参画社会の推進、(5) 環境への配慮、(6) 災害時の対応、(7) 暴力団の排除、このように説明させていただいております。

続きまして、「7 指定管理者の公募手続」です。

募集要項等を公表しました後、まず(1) としまして、募集要項等に関する説明会、これは現地見学会を含みますが、これを8月17日の午後に現地の講習室において実施いたします。

9ページをお願いします。

(2) 募集要項等に関する質問の受付でございますが、質問できる団体につきましては、説明会に参加した団体に限らせていただくということをご説明させていただいております。

また、その質問につきましては、Eメール、または持参によるものとし、電話、FAX等では受け付けませんということをご明記してございます。

続きまして、(3) 募集要項等に関する質問の回答ですが、これは市ホームページの公園管理課のページで回答するようにしてございます。

続きまして、(4) 提出書類の提出でございますが、こちらにつきましては、提出方法は、直接持参に限るということで限定させていただいております。それ以外の提出は認められていません。

続きまして、(5) 千葉県都市局指定管理者選定評価委員会公園部会への諮問ということで、本部会に諮るということを書いております。

そして(6) ヒアリングの実施ということで、公園部会においてヒアリングを実施いたしますということです。

続きまして、10ページですが、(7) 選定結果の通知、これは、選定終了後、速やかに文書で通知することとしてございます。

(8) 選定結果の公表、選定結果の公表は、応募者へ通知した後、市のホームページで公表することとしております。

公表内容につきましては、ア、指定管理予定候補者並びに第2順位及び第3順位の応募者の名称。イ、選定経過。ウ、選定理由。エ、応募者数及び応募者の名称。オ、選定評価委員会の答申の概要、これは各応募者の審査項目（小項目）ごとの採点結果を含みますが、第4順位以下の応募者につきましては、名称をアルファベットにより表記することといたします。

(9) 仮協定の締結。

(10) 指定議案の提出、指定管理者の指定、協定書の締結ということで説明を加えてございます。

10ページ下のほう、「8 応募に関する事項」ですが、(1) 応募資格ですが、次に列記していることに該当する者であることが必要となっております。

アとしまして、法人その他の団体であること。個人では認めませんということです。

11ページにいきまして、イとしまして、千葉市外郭団体指導要綱に定める市の外郭団体ではないこと。

ウとしまして、市の入札参加資格に関し指名停止が行われていないこと。

以下、エからコのとおりでございます。

続きまして、(2) 共同事業体での応募。

その下、(3) 事業協同組合又は事業協同小組合の応募。

(4) として、有限責任事業組合の応募。

(5) としまして、重複提案の禁止ということで説明させていただいております。

12ページをお願いいたします。

(6) 失格ですが、そこに掲げています事項に該当する場合は失格としますということです。アとしまして、募集要項に定めた応募資格・要件が備わっていないとき。イとしまして、基準額を超える額の指定管理料の提案をしたとき、ウとしまして、複数の提案書を提出したとき、以下、エからキのとおりでございます。

続きまして、(7) としまして、提出書類についての説明をさせていただいております。

13ページをお願いします。

中段ですが、(8) としまして、留意事項。

14ページに行きまして、(9) 保険、(10) その他ということで説明を加えております。

14ページ下のほう、「9 経理に関する事項」でございます。

15ページをおめくりください。

(1) としまして、指定管理者の収入として見込まれるものを書いてございます。

まず、アとしまして利用料金収入、イとしまして指定管理料、そちらのほうに指定管理料の算定方法を記載してございます。

括弧書きの中で、指定管理料の基準額についてとありますが、お手元の資料ですと基準額の欄が空欄になっているかと思いますが、このお配りした表にございますように、金額としましては、5年間で2億4,422万5,000円ということで記入させていただきたいと思っております。

続きまして、ウ、自主事業による収入。

以上、アからウまでを指定管理者の収入として見込まれるものとしております。

次に、(2) 管理経費、これは市が支払う経費に含まれるものですが、アとして人件費、イとして事務費、ウとして管理費、この3つが市が支払う経費に含まれるものでございます。

その下、(3) 指定管理料の支払いの仕方を記載させていただいております。
16ページをお願いいたします。

(4) 口座の管理。

これは、指定管理に伴って発生する収入は、法人の口座とは別に設けていただいで管理してくださいということを書いております。

(5) 利益の還元(剰余金の取扱い)についてということで、イに還元額について記載させていただいております。

指定管理者は、一事業年度において、「剰余金(総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額で、自主事業に係るものを含みます。)」が生じ、原則として、剰余金が当該年度の総収入の10%に当たる額を超える場合には、剰余金として当該年度の総収入額の10%に当たる額の差額の2分の1の額を市に還元するものとしてでございます。ちょっと言葉ですとわかりづらいので、下のほうに事例として考え方を説明してございます。

17ページをお願いします。

「10 審査選定」でございます。

(1) 選定方法ですが、提案書の内容等を以下、アからカまでの基準により審査し、選定いたしますということです。

18ページですが、審査基準が表として整理してございます。

審査基準としては、全部で6つあります。その下に審査項目が括弧書きで示してございます。合計としまして140点満点ということになってございます。

19ページをお願いします。

11番として、関係法規、12番として参考資料、13番としてその他ということで、(1)が業務の継続が困難となった場合の措置、ページの下のほうで(2)としまして、協定書解釈に疑義が生じた場合の措置、20ページに行きまして、(3)としまして、リスク分担に対する方針、これらを記載してございます。

資料6-1「指定管理者募集要項(案)」についての説明は以上でございます。

続きまして、資料6-2をお願いします。

千葉市都市緑化植物園みどりの相談所指定管理者管理運営の基準(案)でございます。おめくりいただきますと目次となっております。

1ページをお願いいたします。

第1としまして、本書の位置付け、第2としまして、指定管理者業務を実施するにあたっての前提としてございます。表中のビジョン、ミッション、成果指標、数値目標につきましては、先ほどご説明しましたとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

中段、「第3 施設の概要及び管理区域」でございますが、施設の概要は、先ほどご説明したとおりでございます。同じ表でまとめてございます。

それから、3ページで、「第4 供用時間及び供用日」、第5としまして、「利用料金制度導入にあたっての留意点」。

次のページ、4ページをお願いします。

第6としまして、「使用許可業務」ということでの説明をさせていただいております。

続きまして、「第7 施設運営業務」についてでございます。

1番に基本方針を示してございまして、2番としまして、運営業務の範囲を挙げさせていただいております。施設の運営について指定管理者が行う業務は以下のとおりとすることです。

アとして運營業務、イとして展示業務、ウとして施設貸出業務、エとして市からの事業実施受託業務、オとして指定管理者の自主事業実施、カとしましてその他運營業務となっております。

それぞれの業務についての説明がそれ以降記載されておりますが、7ページをご覧ください。下のほうの(4)展示業務ということで説明させていただいておりますが、次のページ、8ページでございますけれど、本施設は植物園ということがありまして、その植えられている植物そのものが展示物であるということになっております。展示をやっていた内容としましては、(1)として、常設展示、これはパネル展示等です。それから、もう一つ(2)としまして植栽展示、植栽展示は、アとして、屋外見本園の展示、それから下のほうに行きまして、イとして緑の相談所内の展示、それからウとしまして温室の展示、以上、3つの植栽展示をお願いすることになっております。

続きまして、9ページですが、施設の貸し出し業務でございます。

本施設内には、有料の講習室がありますので、貸し出し業務をやっていただくという作業でございます。

それから、中ほどの6、市からの事業実施受託業務ですが、市からは、9ページ下段から10ページ上段に至る表の中に書いてございます事業を指定管理事業としてやっていただくということを条件づけるものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

「第8 施設維持管理業務」でございます。下のほう、2、業務の対象範囲ですが、施設の維持管理について、指定管理者が行う業務は、以下のアから次のページのケまでの業務とさせていただきます。

以降、それらの業務についての説明が書かれておるわけですが、16ページをお願いいたします。

ここは、植栽維持管理業務の説明でございますが、中段ちょっと下のカ、ボランティア団体との共同による維持管理というのを書かせていただいております。

(ア) ハーブ園、日本庭園、湿生植物園、バラ園は、ボランティア団体の協力により維持管理を実施しているため、ボランティア団体との連絡、調整を緊密に図るとともに、ボランティア団体への支援や育成に努めること。

(イ) ボランティア団体の活動が一般利用者の妨げや園内の専用的な利用にならないよう配慮し実施することとして、現在活動しているボランティアの皆様を引き続き共同で作業をお願いしたいということを書かせていただいております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

「第9 経営管理業務」でございます。

経営管理業務につきましては、1、指定管理期間前準備業務から、22ページにあるんですが、9番の指定管理終了時の引継業務まで、それぞれの細かい内容を説明させていただいております。

それでは、22ページをお願いします。

「第10 その他の重要事項」でございます。

その他の重要事項のうち、2、修繕ですが、(1)一般事項としまして、下から5行目でございますが、1件当たり20万円以下の修繕は指定管理者の負担とするということで、ここまでは指定管理者でお願いしますということを書かせていただいております。

その後、その他の重要事項が続きまして、最後に図面をつけさせていただいております。

以上が、資料6-2「千葉市都市緑化植物園みどりの相談所指定管理者管理運営の基準」の案でございます。

続きまして、6-3でございますが、こちらは、申請書の様式集でございます。
それから、資料6-4につきましては、基本協定書の案となっております。
それでは、資料6-5をお願いいたします。

「千葉市都市緑化植物園みどりの相談所指定管理予定候補者選定基準」でございます。
1ページをお願いします。

「1 審査方法」です。

中段、(1) 形式的要件審査、これは第1次審査でございます。

第1次審査は、応募者が募集要項に記載する応募資格要件を満たしていることを事務局が確認するものでございます。

資格不備の場合は、原則として失格ということで、当該応募者については次の提案内容審査は行わないこととなります。

続きまして、(2) 提案内容審査(第2次審査)でございます。

これは、本部会にお諮りする部分でございます。審査の概要ですが、提案書の記述内容等について、本選定基準に示す採点基準に従って各委員が各審査項目を評価及び採点いたします。また、一部の審査項目につきましては、事務局が事前に採点し、選定評価委員会に報告し、採点結果の平均点を審査項目ごとに算出後、合計して総得点を算出いたします。

総得点が最も高い提案を最優秀提案とし、以降、最大第3順位までの提案を選定します。ただし、総得点の合計が最も高い提案であっても、個別の審査項目において、管理運営の基準等に示す水準に満たない提案がある場合などは、最優秀提案とはせず、失格とする場合がございます。

なお、総得点の合計が、最も高い提案が2つ以上あるときは、以下により、順位を決定いたします。

まず初めに、①審査項目「4 施設の効用を最大限発揮するものであること」の得点を比較し、高いものを上位とします。

そこが、同点である場合は、②ですが、審査項目「5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること」の得点を比較し、高いものを上位とします。

③さらに同点であった場合は、審査項目「2 施設の管理を安定して行う能力を有すること」の得点を比較して、高いものを上位といたします。

以上、①、②、③の段階で決定しない場合は、選定評価委員会における合議により順位を決定していただくこととなります。

2ページ目ですが、審査の流れを示させていただいております。

3ページをお願いいたします。

「2 形式的要件審査」、これは事務局が審査する内容ですが、(1) 審査内容、提案書などから応募者が次の応募資格を全て満たし、かつ失格要件のいずれにも該当しないことを確認するものでございます。

アとして、応募資格、イとして、失格要件を列記させていただいております。

それから、4ページをお願いいたします。

「3 提案内容審査」でございます。

(1) 審査の方法ですが、以下に示すとおり、各委員が提案書の内容を審査・採点し、審査項目ごとに算出した平均得点の総合計をもって当該応募者の得点とし、応募者の順位を決定するとしてございます。

審査項目、配点につきましては、表のとおりでございます。

5ページをお願いします。

審査項目の配点の考え方ですが、指定の基準5及び6は、4ページの表の下のほうの5

及び6に関する審査項目を除く各項目に原則として5点を配点いたします。

まず、指定の基準のうち5ですが、収入支出見積もりの妥当性につきましては、配点を10、続きまして、管理経費につきましては、配点を20とさせていただきます。

6ページをお願いします。

審査項目の審査・採点方法でございます。

(ア) 原則でございますが、一部の審査を除いて、以下の基準による5段階評価です。

A、B、C、D、Eという5段階でございます。

下の※をお願いいたします。

過半数の委員がDの評価をし、または1人以上の委員がEの評価をした場合、選定評価委員会において協議し、当該応募者を失格とすることが相当であるか否かを判断させていただきます。

全ての委員がEの評価をした場合、当該応募者は直ちに失格となります。

これによらないものが(イ)として掲げてございます。6ページ下に挙げた項目でございます。

7ページをお願いいたします。

先ほど申し上げましたように、一律によらないものについてのみ説明をさせていただきたいと思っております。

7ページに、施設の管理を安定して行う能力を有すること。このうち、(1)同種の施設の管理実績につきましては、アからエまでの4段階で評価していただくことといたしました。

ア、植物園、各種植物を収集し、栽培し、展示して一般公衆の利用に供する施設、の管理実績、通算3年以上の実績がある場合は5点といたしました。

イ、市民利用に供する建物を含む3ヘクタール以上の規模の公園緑地の管理実績、通算3年以上の実績がある場合は4としました。

ウ、公の施設の指定管理者としての管理実績、通算3年以上の実績がある場合は2点といたしました。

エ、アからウの管理実績がない場合は0点といたします。

ここで、実績の年数、3年ということですが、指定管理期間は5年でございますけれども、より広く提案を受け付けるということで、通常で考えれば3年を管理できていれば5年も可能であろうということで、ここはハードルを下げた3年ということで整理させていただきました。

表の一番下をご覧ください。※ですが、実績につきましては、0点の場合でも失格の検討はいたしません。

8ページをお願いいたします。

(2) 団体の経営及び財務状況ですが、ここにつきましては、基準の表現が、先ほど一律の基準のものでは不適當なので、その基準の表現を変えてございます。評価としては5段階ということで、こちらにつきましては、失格の対象とさせていただきます。

続きまして、10ページです。

(7) 成果指標の数値目標達成の考え方ですが、こちらにつきましても、基準の表現を変更させていただきます。同じく、失格の対象となるものでございます。

それから、11ページをお願いします。

収入支出見積もりの妥当性でございますが、これは配点が5でなくて10点ということになっております。これも、失格の対象となっております。

12ページをお願いします。

管理経費の評価の仕方でございますが、これは配点20点で、Aの基礎点とBの加算点を出しまして、それを合計いたします。ここで一部訂正をお願いいたしますが、B加算点の計算式がございますが、 $\text{加算点} = 8 \times \text{基準額からの削減率} \div 20\%$ とあるのを、10%に修正をお願いいたします。

続きまして、13ページでございます。

その他市長が認める基準につきましては、配点は5ではなく全て3で整理しております。

(1) 市内産業の振興は3段階です。

(2) 市内業者の育成は4段階です。

右のページに行きまして、(3) 市内雇用への配慮が4段階。

「4」障害者雇用の確保、こちらにつきましては、AとBの計算をいたしまして、それで合計をするという内容でございます。

最後、15ページをお願いいたします。

施設職員の雇用の安定化への配慮、こちらは4段階でございます。

それで、6、その他市長が定める基準につきましては、いずれも失格の対象とはしてございません。

これまでご説明しました資料1から資料5につきましては、総務局のほうで全庁的に指定管理の様式のひな形をつくっておきまして、基本的には、それに沿った形で作らせていただいております。我々として、そこに大きな変更を加えたということは、現段階ではございません。

以上、説明を終わります。

○石井部会長 ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただいた内容について、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

はいどうぞ。

○観音寺委員 何個かあるのですが、1個ずつよろしいですか。

○竹本公園管理課長 はい。

○観音寺委員 そうしましたら、資料6-1の5ページでございますが、成果指標と数値目標があると思いますが、こちらの講習室の利用者数というのは、事前に説明では有料と聞いておるのですが、これは幾らなのですか。

○竹本公園管理課長 料金ですか。

○観音寺委員 はい。

○石井部会長 無料で利用したい人はこの数字には含めないという意味なのでしょうか。

○竹本公園管理課長 基本的に無料では利用できないので、実施事業として、指定管理者が何々講習会をやりましたとか、そういうときはもちろんカウントをされます。

○公園管理課職員 公園管理課の叶と申します。

○石井部会長 はい、お願いします。

○公園管理課職員 午前と午後と1日で貸し出しを行っておりまして、午前9時から正午まで、こちらについては920円、午後1時から午後5時まで、こちらが1,230円。1日の利用については2,150円となっております。

○観音寺委員 ありがとうございます。

有料ということで把握されるということですが、いわゆる無料で入ってくる人というのは把握されないということで、これを把握する方法というのはないのですか。

○竹本公園管理課長 現在、カウンターを設置してないので、いわゆる公園と同じように、出入りが自由な状況で、出入り口も複数ありますので、その把握というのは手立てがな

いと。我々としてカウンターを設置していれば、指定管理者にその計測は業務として入れ込むことができるのですが。

○観音寺委員 わかりました。

ちなみに、講習室の利用者数の実績というのは、例えば、前年度など。この7,600人というのが大体これぐらいなんですか。

○竹本公園管理課長 これは過去3か年の平均でございます。

○観音寺委員 わかりました。

○石井部会長 今のこの点について何か他の委員で関連したご質問がありましたら。

はい、お願いします。

○木下委員 最後に話題に出ました数値目標の人数、利用者数ですか、3か年平均ということなんですが、そのことが応募者に分かったほうがいいと思うのです。要するに、減ってきてこの人数なのか、増えてきてこの人数なのかとか、あるいは3か年の平均であるのかということは、応募者に分かったほうがより心構えがはっきりするのではないかと思うのですが。

○竹本公園管理課長 それは応募者でも分かるような形で考えていきたいと思います。

この中に入れなくて、資料集のような中に入れるとか、工夫していきたいと思っております。

○石井部会長 今の点の利用者数はそうなのですが、もう一つのボランティア団体の活動日数、これも過去のを比べてどうかというところはどうでしょう、同じように平均なのでしょう。

○公園管理課職員 同じように3か年の平均でございます。

○石井部会長 この点についてはよろしいでしょうか。

観音寺委員、続きで、すみませんお願いします。

○観音寺委員 資料6-1の18ページに審査基準についてで、これは私見ですが、個人的に、この審査項目の中に大きな4の審査の効用を最大限発揮するものであることという中で、宣伝というか、プロモーション的な部分、資料6-2であったと思うのですが、資料6-2の4ページ、運營業務の中に広報・プロモーション業務というものがあって、個人的には都市緑化植物園を知らない人が多いのかなというイメージがあります。私も、この間お邪魔させていただいて、非常にいい場所だなと思う反面、また知らなくて行ったことがない人が多いのかなという思いがありまして、ここの広報・プロモーション業務というものが、ここで謳われている中で、ここの部分が非常に成果自体に効果的にやっていただきたいなというところでした、ここが審査項目の中だと4の(4)に当たるのかなと思ったのですが、何かそういうところをより強調する、またはその項目を1個追加してもいいのかなと感じました。

○竹本公園管理課長 委員がおっしゃるように、通常であれば、(4)施設と利用促進の方策、そういった部分で評価していくものだと思いますが、委員会としてのご意見をいただければと思います。

○石井部会長 その点について、提案書の様式で何か工夫されていたりはするのでしょうか。

○竹本公園管理課長 様式につきましては、ひな形どおりです。特にプロモーションに特化したということは分かりません。

○石井部会長 この指定管理者管理運営の基準の中で、広報・プロモーション業務という言葉が使われていますので、そのような言葉が基準だとか、提案書の様式の中に入ってくると、より書きやすいと。

○竹本公園管理課長 様式の中で、それらを含めてという書きぶりで、ここにあれば書いて

くださいというような書き方で工夫はできると思います。

- 観音寺委員 ビジョン、ミッションも踏まえてということで、ビジョンの中にはより多くの市民にということがあるので、多分利用している方は何度も使っていると思うのです。ただ、新たに行ったことがない人に来てもらうということも、より多くの市民に緑の大切さを伝えるということでは重要なビジョンかなと考えられますので、もし可能であれば、その部分、何か工夫されるといいのかなと思います。
- 石井部会長 この点について、他の委員の方からご質問、ご意見ありますでしょうか。では、観音寺委員、次の項目でお願いします。
- 観音寺委員 最後の6-5の12ページ、管理経費の指定管理料の配点20点のところの、真ん中ぐらいの式ですけれど、20%から10%に修正ということでしたが、これは、この業務に関して10%にされたということですか。それとも、ほかも大体10%なんですか。
- 竹本公園管理課長 基準自体が10%です。
- 観音寺委員 合わせた。
- 竹本公園管理課長 そうですね。ここはちょっとご説明させていただきますと、当初ひな形は10%だったのですが、私共で20%に上げた理由としまして、現在市の外郭団体がやっておりまして、通常、外郭団体から一般の民間事業者に移行すると管理経費がかなり安く抑えられるという事例がありましたので20%としたところでございますが、そもそもの基準額をかなり落とす形での整理にしましたので、ここはあえて20%にしないでも10%のままでも適正と判断されましたので戻すことにいたしました。
- 観音寺委員 わかりました。その中で基礎点が12点あって、提案額を超えない場合は12点を加算していて、超える場合は失格ということなんで、多分皆さん2億4,422万5,000円を超えないように設定してくると思うのですが、そのときに12点加算して配点を20点にする意味というのは何かあるのですか。例えば、これを2点にして、別にほかの配点を10点にするのと何か違うのですか。
皆さん大体12点はもらえて、10%削減までが8点もらえるということですね。2億1,980万ぐらいにしてくれば20点得られるということなのですか。
- 竹本公園管理課長 はい。
- 観音寺委員 わかりました。
以上です。
- 石井部会長 他の委員の皆様。
はいどうぞ。
- 増田都市総務課長 今回の、事務局から聞くというわけではないのですが、プロモーションに関しての部分というのは、幾つか直す方法があるのかなと思うのですが、簡単なやり方をすれば、施設の利用促進の方策というところに明確にプロモーションという言葉の一つ加えて、様式にもそれを明記した形でプロモーションという考え方を大事にしているのだということを示すやり方と、そうではなくて、この4番の効用を発揮するものであることという40点の枠のほかに、9番として新たにプロモーションという枠を作るかというのと2つ方法があるかと思うのですが、作った場合、採点方法というものがある意味では何かしらの基準については、皆さんに結果的には判断していただくわけなのですが、それが何かはっきりしない状態で逆に他の項目を作ってしまうといいのかなということが、要するに今の中で含めていけば、利用促進という中で読んでいきますよ。(4)で5点という配点がありますから、その中で評価しますよということになるのですが、新たにそれを項目として起こした場合、もう5点を足すわけなのですが、それに対する私どもでも基準を持っていないので、そういう場合、またそれは基準として何かあわせて観音寺委員、審査の

ご示唆いただけるのかどうか、その辺りを事務局でも多分やり方があるので、ご意見、部会としていただいたらという話なのですが、やり方についてどちらがいいのか、少し迷うところもあるので、こっちのほうがいいのではないかという、もしご提案があれば、最後で結構です、委員会としてまとめるときに、お願いできればと思うので。

○観音寺委員 はい。

一応、例えば、6-5の10ページなどは、成果指標の数値目標達成の考え方という項目があると思うのですが、イメージとしては、このような基準をそのプロモーションの内容が非常に効果的で集客力ですとか、広報の非常に効果的な手法、考え方が記述され、可能性も高い、などという項目がAという形で、Bはそれが一定程度感じられる、考えられるとか、そういう形で、このようなイメージの基準をつくることは可能かと思えます。

○増田都市総務課長 わかりました。

○竹本公園管理課長 ご指示いただければ、我々として考えていきたいと思えます。

項目を増やすのか、あるいは様式の中にプロモーションについて厚く書いていただくような誘導の仕方をするのか、項目を増やすとかなり全体の配点バランスが変わってきますので、都市局の公園部会としては、かなりそこを重視しているという判断がされるかと思えます。

○観音寺委員 私の私見なので、他の委員の方もそうですし、公園管理、都市局としての意見の中で検討いただければいいのかなとは思えます。

○石井部会長 他のことともあわせて、また今日、最後のほうで話をしたいと思えます。

その他の点について、委員の皆様からのご意見、ご質問をお願いしたいと思えますが、どなたから、木下委員お願いします。

○木下委員 2点、1つは確認と、もう一つはお願いなのですが。

前々回でしたか、公園部会の年度評価、総合評価を行った際に、特に植物園では、ボランティアの活動が非常に盛んで、次期の指定管理期間においても、ボランティア団体との良好な関係維持ができるよう配慮するということが評価報告のところでも謳われているところなのですが、この辺りは、例えば6-1の4ページにございますビジョンやミッション、あるいは施設の概要及び特徴、それから、先ほど、6-2といたしまして、16ページのところで、ボランティア団体との協働による維持管理、こういうところで強調していただいているという理解でよろしいのでしょうか。

○竹本公園管理課長 はい。

○木下委員 もう1点は、ここがただの公園ではなく植物園だということに絡む話で、今申し上げた6-2の16ページ、それから15ページのところにも植栽維持管理業務ということで、かなり詳しく内容に関して記載していただいております。

それから、6-5の7ページのところで、採点基準がございまして、2番、施設の管理を安定して行う能力を有することということで、(1)同種の施設の管理実績ということで、特にアとイのところで、植物園の管理実績、通算3年以上は5点、イで3ヘクタール以上の公園緑地の管理実績は通算3年以上の場合に4点ということで、単なる公の施設と比べて、こういった植物園や公園の実績のある評定が高くなっているということで、これはこうあるべきだなど思うのでよいと思うのですが、これは、むしろ市もそうですが、審査員の先生方にもぜひご理解いただきたいのは、やっぱりこれは単なる公の施設と違って、公園、特にこの場合は植物園ということで、植物の管理ということが非常に大事な技術なり知識になってこようかと思えます。したがって、そういう技術を持った応募者といえますか、事業者さんにきちんと管理していただくということが大事かと思えます。下手すると、長らくボランティア団体がかかわっているようなところだと、ボランティアさんの技

術が上だったりということは下手すると起き得ますので、きちんと植栽管理できる事業者さんを、0点の場合、失格の検討はしないということ、これはこれでももちろんいいと思うのですが、そこもきちんと厳しく見る必要があるのかなと個人的には感じております。意見ですけど。

以上、2点です。

○石井部会長 今の点に関連してなのですが、ボランティア団体との連携等についての提案というか、こうやりますよというものは、今回の様式の中だとどこに出てくるものなのか、それから提案内容の審査だとどの部分にイコールとできるものなのかというところは教えていただけますでしょうか。

あるいは、無ければ、先ほどと同じようにプロモーションについてというものを設けるかどうかと同じように、ボランティア団体との関わりについての別項目とか、この中のどこかに含めるとかということも考えなければいけないのかなと今話しを聞いていて思ったのですが。

○竹本公園管理課長 ここに書いてくださいというような指定の仕方は今現在しておりませんので、各応募者が提案書を作成する中で、ここに込めておいた方がより高評価を得られるという場所に今は入れ込むような形になってしまっております。

ボランティアの方たちとの接触をされていない段階で、実際にどこまでのことが書き込めるのかと、あれもやってもらいます、これもやってもらいますと言っても、ボランティアの人たちはいやいやそれは無理ですよとなってしまうと、それはそれでいけないので。現段階では具体的にここにということでの整理はされておられません。

○石井部会長 はい、どうぞ。

○公園管理課職員 提案書の様式の第17号ですが、ここで、成果指標、数値目標達成の考え方というものを記載していただきますので。

○木下委員 すみませんどこですか。

○竹本公園管理課長 18ページ。

○石井部会長 6-3の18ページ。

○公園管理課職員 今回、成果指標、数値目標としてボランティア団体の活動日数の合計という形で設定させていただいておりますので、この様式の中で記載をしていただくことが想定されます。

○石井部会長 木下委員。

○木下委員 今、18ページというお話でしたが、17ページのところでも、一つ前ですよ、本施設の各事業に関し、目的やビジョン、ミッション、求められる役割等を踏まえと、これもビジョン、ミッションのところ、ボランティアの話というものはかなり強調されていますので、やる気がある事業者さんであれば、その辺りは必ず意図されるのではないのかなと思いました。

○石井部会長 例えば、今の様式第16号のところに、ボランティア団体とその関わり方も含めてとか、何か言葉を入れてしまうと、さらにこちらを重視しているよということが出るのでしょうかね。

○木下委員 そうですね。

○石井部会長 この点について何か他にご意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

○大谷委員 6-2の7ページで指定管理者に依頼する業務の一つとして、展示業務を挙げており、屋外については異論ありませんが、8ページの(1)の常設展示、中のほうのパネル展示と言われるところですが、前回の記憶ですと、余り評判がよくなかったと思いま

すので、ここまで指定管理者に要求を求めるのは気の毒だと思います。それを踏まえて7ページの4の展示業務のところから読んでいくと、指定管理者にかなりの部分を義務としてお願いしているような感じがします。むしろ、従来そのような展示物をやってきて余り評判がよくなかったのも、できれば指定管理者がもう少しやりやすいような形で、何も常時展示サービスをしなくてもよくてやっていただけるように持っていかれてはどうかと思います。屋外については、評判が悪いとかはなかったと記憶しています。しかしながら、パネル展示については余り評判がよくなかった記憶がありますので逆に指定管理者に依頼しているわけですから、アイデアを出していただきやすいような環境をつくられてはどうでしょうか。

○公園管理課職員 今の7ページの4の展示業務の中で上から4行目のあたりですけれど、基本的には、以下の展示物を常設展示として予定しているとありまして、ただ常設展示の展示替え、企画展示の開催について、指定管理者は積極的な提案を行い、市と協議の上、展示サービス、利用者満足の向上のためのサービス提供を行うという記載がありまして、指定管理者のほうから積極的に新たな展示の提案ができるという形になっております。

○大谷委員 見え方によってはやらなければいけないと義務的に捉えてしまえる文章になっているので、もう少し指定管理者が使いやすいように、また、アイデアを持っているいろいろ工夫できるように、そう思えるような文章に直していただけたらと思いました。

○竹本公園管理課長 ここは工夫させていただきたいと思います。

○大谷委員 はい、お願いします。

○石井部会長 大谷委員、他に何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それから、10ページの選定結果の公表のオの第4順位以下の応募者については、名称をアルファベットにより表記しますとあるのですが、これは名称をそのまま載せるのではなくて、単純にAとかBとかCと載せるという意味なのか。多分そうだと思うのですが、この書き方だと、例えば千葉市だとしたらアルファベットによる表記というのはCHIBAとなるのかと読めてしまうので。

○竹本公園管理課長 A、B、Cの意味ですが、応募者が4社しかいなかった場合、そこをアルファベット表記にする意味があるかと。

○石井部会長 エのところでは、応募者数及び応募者の名称なんて、全部名前が出るわけですよ。

○竹本公園管理課長 そうです、はい。

○石井部会長 アルファベット表記にしようとした趣旨というのは、余り低い点数のところの名前を出すかどうかという趣旨だったのですかね。

○竹本公園管理課長 事業者に対する配慮でございます。

○石井部会長 それから、12ページの(6)の失格のところですが、申請者が次のいずれかに該当する場合は失格としますとあって、その中の括弧のところ、共同事業体の場合は、すべての構成員と記載があります。これは、全ての構成員のうち一人でも引っかかったら失格なのか、それとも全ての構成員全員が引っかかったら失格なのか。

○竹本公園管理課長 前者でございます。お一人でもこういう方がいた場合は失格ですよ。

○石井部会長 そうすると、そのことがはっきりわかるようにしたほうがよりいいのかなと思いました。

○竹本公園管理課長 はい。

○石井部会長 なので、全ての構成員、全ての組合員のうち、1人でもというような形で、何かわかりやすくしたほうが望ましいかと思えます。

○竹本公園管理課長 はい。

- 石井部会長 それから、15ページの指定管理料の基準額を先ほど教えていただきましたが、これは今までの金額と比べるとどの程度、どう変わっているのでしょうか。
- 公園管理課職員 およそですが、11～2パーセントほど減という金額です。
- 石井部会長 それから、16ページの還元額のこの説明のところが、少しよくわからないので、もう一度教えて欲しいのですが、わからないことの原因として、例えば、①、②、③のところ、利益の還元額の計算をしているときに、①と③では、総収入1,500万円の0.1、1,400万の0.1を掛けているんですが、②は1,000万円の0.1を掛けていて、総収入は1,100万円ですよ。なんでここだけ1,000万の0.1なのかというところが少しわからなくなりました。
- 竹本公園管理課長 まず、①が恐らく標準の場合です。②については、自主事業の収支が赤字になった場合は、自主事業分は除くということが上の説明文の下から3行目ぐらいから少し書かせていただいております。
- 石井部会長 わかりました。
- 竹本公園管理課長 なかなか利益還元を出すほど事業を展開するという事は相当努力しないと難しいのかなと思っています。
- 石井部会長 6-5の2ページの一番上、イの選定評価委員会の委員の除斥というところで、利害関係者である場合は当該委員の審査に参加することができないとあります。利害関係者かどうかということは、大体どういったことを考えておけばよろしいのでしょうか。
- 村上都市総務課課長補佐 都市総務課の村上ですが、審査の前に利害関係者かどうかということで確認の資料を出していただくのですが、親族の方が役員になられている場合などを想定しております。
- 石井部会長 それから、同じく6-5の8ページ、(2)のところについての質問なのですが、前ページの(1)のほうでは、共同事業体等の場合はどうするということが記載があるのですが、(2)について、この経営及び財務状況について共同事業体の場合にどう考慮するのかということの記載がないのですが、ここはどのように考えることになるのでしょうか。
- 共同事業体で1社は優良だと、1社は若干よくないというようなことがあった場合に、どう評価するのかということなのですが。
- 村上都市総務課課長補佐 今の件ですが、実際に1社がもし財務上は撤退したような場合には、指定自体が見直しになってしまうので、やはり1社の部分についてはきっちり評価していく形になるので、もし1社でも悪いところがあれば、評価は下がる形になると思います。
- 大谷委員 財務の専門家として意見を言わせていただくと、恐らく想定しているのは、3社を合算するのは到底無理な話なので、それぞれ1社ずつ評価をして、平均か何か出すかと思えます。
- 石井部会長 6-5の7ページ、共同事業体の場合という、この文言で担保できるということですかね。
- 大谷委員 そうですね、それも考えられます。平均を基準として、1社がかなりの割合を占めるようでしたらその1社を9にして、その他少数を1にして、それぞれを評価して、案分で配点して組み直すような形が一番合理的なやり方かと思えます。
- 石井部会長 今のお話しによれば、7ページのところに書いてある、同種の施設の管理実績の配点のところでは、共同事業体の場合について、それぞれの責任割合を乗じた後合計して得点を計算すると記載があります。そうすると、どこかで責任割合ということを共同事業体の場合には出させているわけですよ。それに従ってということになるのでしょうか。

か。

- 増田都市総務課長 それに従ってということになります。
- 石井部会長 この責任割合というのはどこで出てきているのかということを確認させていただけますでしょうか。
- 増田都市総務課長 6-1の11ページ、共同事業体での応募、(2)になりますけれど、その2行目、共同事業体として応募する場合には、代表団体及び責任割合を明記した書類を市に提出してくださいとなっておりますので、そこで明記されてきますから、その割合に従ってということになります。
- 石井部会長 それは、6-3の様式集のこの申請書関係のところの裏側に共同事業体の場合ということで、提出書類で表の中に「14 構成員間での契約書等」とあって、ここに責任割合の規定があるものを提出してくださいと、このことということによろしいのでしょうか。
- 増田都市総務課長 多分そこしかないですね。そこしか書くところがないですね。会社間契約なので、どこか書面にしないと何対何というのはわかりませんから、そこへ追記となると思います。
- 石井部会長 今までの点と少しまた違うところなのですが、去年の蘇我スポーツ公園のときに、同じような形でこの基準等の検討をした際に、委員の中から、現状の管理状況を上回る提案があったときに、どこで評価するのかというような意見が出て、その後検討した結果、特別提案という枠を設けて、そこでその取り組みにより従前を上回る市民サービスの提供等が期待できる提案があればしてくださいということで、それを特別提案の配点としてさらに乗せたという経過があったかと思いますが、今回は、そのようなことを検討することはないのでしょうか。
- 竹本公園管理課長 今、お手元に示しているのは、先ほど申しあげましたように、全市的なひな形を基準につくっておりまして、そこから大きな加工はしてございません。プラスでのご提案、例えば特別提案のようなものを入れ込むのか、そこについて評価をどうしていくのかというのは、この部会の席でお話し合いの中で決めていただければ、我々としてそれに対応していきたいと考えております。
ただし、評価がかなり難しいのかなと、例えばAという企業は、ある提案をしました。それもかなりいいと、Bという企業は、それもすばらしい提案なのですが、性質的に全く違うものであると、そうしたときに、委員の皆さんは比較ができるかどうかというところが多分ポイントになってくるのかと思います。
- 石井部会長 今日の、最初のほうで、少し話に出ていたプロモーションのことなども、その中に含まれるのではないかなとも思うのですが、委員の他の皆様でどうでしょうかご意見。
蘇我スポーツ公園のときのその特別提案の部分の評価の基準はどのようにしたのでしょうか。
お願いします。
- 村上都市総務課課長補佐 前回の蘇我の特別提案なのですが、その取り組みにより従前を上回る市民サービスの提案等が期待できる提案ということで、「現在の指定管理者の管理状況と比べて優れた提案内容になっている」というものが配点×1.0という形で、良が「現在の指定管理者の管理状況と比べて一定の工夫がなされているが、特に優れた提案はなされてはいない」で0.6、それから、可で、「現在の指定管理者の管理状況と同程度の提案のみがなされている」が0.2。不可で「現在の指定管理者の管理状況に満たない提案がなされている、又は設定した条件の提案がなされていない」というものが0という形に

なると思います。

- 石井部会長 そうですね。去年のときには、最初にこの配点が決まっています、そこにもう10点プラスして、項目を新たに設けて、配点も10点プラスして決めました。
- 蒔田委員 6-5の4ページにある内容審査の7項目目ができたという理解してよろしいのですか。
- 石井部会長 そうです。昨年の場合には、その他市長が定める基準の中に6の(6)というものをつくる形でプラス10点、6の(6)という形になりました。
- 蒔田委員 例えば、新規に認められた場合、その配点はなくなってしまうわけですが、新規の企業が来たら。全く今まで経験がない。
- 石井部会長 今までの管理者に比べて、自分はこういう新しい提案ができますよと。
- 竹本公園管理課長 提案ですから。
- 石井部会長 今まで自分がやってきたことに比べてどうだというわけではないですが。
- 蒔田委員 実績の評価というものはどこかに出てくるのですか。
- 竹本公園管理課長 実績は「施設の管理を安定して行う」のところですよ。
- 石井部会長 大谷委員、どうぞ。
- 大谷委員 私は委員として担当してから当該施設の問題点として、徐々に利用者数が減っているというものすごい危機感を持っています。今までずっと意見してきたように、実は民間だったらもう少しプロモーションに様々な工夫をしてくれるのではないかと期待を持っているのですが、この標準のひな形を使うと全くそれがあらわれないのが残念です。それではどうすればよいかと言いますと、配点そのもの、例えば、項目で見ますと、4の(4)が該当すると思われませんがその配点を高くするか、もしくは先ほどから申し上げていますように、追加で項目を設けて、それがプロモーションに対してどのような工夫をされますかという質問を入れ込むかどうかだと思います。そちらの点についてはいかがお考えでしょうか。
- 竹本公園管理課長 評価の仕方は、委員がおっしゃったような形もありますし、一つの項目の点数を5点を10点にしてしまったりとか、あるいは追加で入れ込むとか、いろいろ工夫はあると思うのですが、整理とすれば、追加で一つの得点をぐっと上げてしまうのではなくて、追加の項目、去年の蘇我スポーツ公園のようなスタイルのほうが整理はしやすいかと。
- 蒔田委員 今の話ですと、市でつくった施設を管理業者に何とかして欲しいというイメージを受けるのです。市はどのようなアタックをしましたかということが一言も出ていない。例えば、市でもホームページか何かでこういう施設があってどうぞ利用してください、そこをクリックすると相手側の管理しているところのホームページに飛んでいって、このようなことをやっていますよということが出てくるという、そのようなシステムにはなっているのですか。
- 竹本公園管理課長 なっています。市のホームページから、それぞれの管理者のサイトに飛ぶようになっています。
- 蒔田委員 市が積極的に何かコメントを出すというようなことはなくて、そこを例えば、この緑化植物園というところをクリックすると、相手の管理しているところがつくっているホームページを開くと。

そうすれば、大谷委員から言われていますように、4の4の項目の配点は5点になっていますけれど、積極的に利用してくださいという意思表示を我々がするのならば、この配点5点ではなくて極端に20点とかに上げて、この管理している企業は、この施設を有効に利用してもらっていますねという意思表示を我々のほうでもするし、相手側もこのようにして利用すれば次年度でも引き受けていただけるかなということにつながると思うのです。

が。項目を増やすと判定基準を作らなくてはいけない。でも我々はどこに重点を置いているのかということを表示するためには、均一配点ではなくて、ここの配点は5点だけでも、10点にしましょうとか20点にしましょうと。

○山下公園緑地部長 確かに委員のおっしゃるように、最大限発揮するという、これ平均点、すべて5点だと、ではどの部分が市として一番重要なのかということをも一つ、それと、先ほど、蘇我のようにプラスしていい提案、企業はどう考えているかの提案を重点に置くということなのですが、そうした場合に、先ほど観音寺委員から、6-3の15ページで利用促進のところにプロモーションを少し入れ込んでという、プロモーションの評価を上げたいというものに対して、もう一個つくってしまう、ダブってしまうような感じなのですが、どちらかに抑えたほうが、ですから、この効果の中に重点を置くのであれば、この中に記載していただいて、この中の点数を重く、もしくは別途やるのであれば、この中に新たな提案はしてもらわなくて提案する人は別の形にしないと、ここはダブってしまって、どちらをとっていいのかということがわからないので、その辺りどちらがいいのか、全く新しい項目で立てるのか、今ある中を少し濃くして配点を上げるのか。

○観音寺委員 私が、指摘したのは6-4の(4)が該当するのかなと言った話であって、別に設けてもいいと思いますし、部長のおっしゃるとおり、どこかに入れ込んでいただいて、特別提案という話、私も知らなかったので、そういうほうが案外そぐうかなという気はしますので、自由に提案させる中で、プロモーションのところを各応募者が積極的に知名度を上げるためにプロモーションを展開するという提案をさせるということは非常にいいのかなと思います。

○山下公園緑地部長 実は、ここに別枠で挙げたほうが、そのときに言葉の言い方なのですが、新たな提案を利用促進という趣旨からつけ加えるにしても、その時にこれで施策の利用促進の方策という項目が入っているという言葉として言うのか。そうすると逆に、この項目は削除したほうがいいのかという、記載する側としてはどちらに重点を置いて記載するのかというその辺りはどうなのでしょう。

ここで言うと、施設の利用促進の方策という、これは当然、利用者を増加させるとか、新利用者の掘り起こしだとかという項目をここにに入れていただくのですが、特別提案ということで、それを同じように前管理者との比較を対象にするのか、比較もあるけれど、今後、今の施設をより良く利用者を増やすための施策を入れるのかという前年との比較対象にするのか、新たにすることの視点が少し違ってくるのかな。その辺り、どちらのほうが、逆に言うと、それを選定していくわけなので、ある程度明確な分かりやすいものにしておかないと、選定も少ししづらくなっていくのかなという気がするのですが。

○石井部会長 はいどうぞ。

○観音寺委員 今のご指摘のとおり、少し施設利用促進の方策というところは、プロモーションも入ると思いますし、それ以外によく利用している方が気持ちよく、また利便性よく使えるようにといういろいろなパターンがあると思うので、少しそこを分けながら考えてもいいのかなと思います。

例えば、4の(4)に関しては、ビジョン、ミッションを踏まえて、具体的に記述してくださいということなので、このミッションを見ますと、例えば、育て方とか管理方法、指導相談というお話ですとか、展示会、講習会、学習の場などという話もありますので、どちらかという利用したことがある方が引き続き何度も来たりだとか、いろいろなことをレクリエーションして使うなどということもあると思います。ボランティア活動の話もミッションにありますので、そういう既存客がイメージされるのかなと思いますので、少しこのままにしてしまうとそれが分かりづらいので、少し工夫が必要だと思います。それ

とは別に、今まで来たことのない方を引き寄せるために新たな提案を求めるということであれば、既存客と新規客というように分けて新規客のほうに関してプロモーションということを特別項目で提案させるということも面白いかなと思われま。

- 山下公園緑地部長 そうすると、今、委員おっしゃったように、1項目追加をしますけれど、追加する目的というのは、先ほど言った4のほうの施設利用の促進については、既存の来場している、今、来ていただくお客さんに対する対応はどうするのか、平均ですと。新しい項目については、新規利用者の掘り起こし、ですから、その辺り新たな利用者の促進という項目の中に表現をして、新たにどうやったら利用者が増えるのかと、その施策を特別提案で出してくれという形で分けると、既存と新規という形で選定もしやすい、明確になってくる。その形で活かすという形で今後取り組みをしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。
- 石井部会長 そうですね。そうすると、4の中にもう一つ、番号はずれるかもしれませんが、(9)とかいう形で増えていくのか、6のところ6-6というように増えるのか、その点はよくご検討いただいて、どちらがふさわしいかということで詰めていただくことでよろしいでしょうか。
- 山下公園緑地部長 蘇我のときを参考にさせてもらって、枠を増やすのか、今のところに追加するのかということは検討したいと思います。
配点も、新規というものは今後重要になってくると思うので、あくまでも、この配点が総務局で作った基準ということであるので、必ずしもこれが全施設に適用かということは少し疑問点はあるのですが、それと、蘇我のようにスポーツということではなくて、スポーツ目的の利用者と、今回、利用者の違いも出てきていますので、施設によって、利用者によって、配点とか項目も少し削除するなりということも必要になってくるかなと思っておりますので、その辺りも考慮しながら作成したいと思いますのでよろしくお願いします。
- 石井部会長 はいどうぞ。
- 竹本公園管理課長 少し確認させていただきたいのですが、プロモーションの話は、今、部長が申し上げたようなことでの整理でいこうと思うのですが、先ほど部会長がおっしゃられた、これまでの管理を上回るような提案、これについてはどういう取り扱いをさせていただきますでしょうか。
- 石井部会長 その点について他の委員の皆さんは何かご意見ありますでしょうか。
- 蒔田委員 何か特記事項が書けるような、あるといいのですよね。どなたかに管理してくださいとお願いするわけなのですが、この審査項目の1番、2番、3番、きちんとしたところにやってくださいねという評価であれば、この点数を変えることは、僕自身は無いと思います。問題なのは有効利用してくださいというこの4番の項目です。5番は、お金の出し入れだが、儲けるか儲けないかは管理する人の能力ですから、これは我々は評価しようがない。だから、4番が上手くいけば、5番が上手くいっていますねというような取り方をすれば、従来は、豊富な計画で管理してきたけれど、これだけ目標を上回ることでできたと、何かそのようなところを評価できる項目があったら記述する欄があるか、申請者の中には、新規に入る人は、今までやったことがないわけですから、このような計画でいきますと、そうすると従来までやった人との比較は、従来までやった人に対しては経過報告ができるわけですが、新規でない人は、その施設を見てもらって、よさそうな意見が出ているのであれば行ってやる、意見が出ているかどうかということ、そこに行きたい。そうすると、やたら項目を増やすと、基準が増えて、なおかつ配点をまず変えなくてはいけない、だから、我々は、業者に委託するわけですか、どこを重点的に見るのか、もう一回言いますが、1番、2番、3番は、これはきちんとやってくださいですからこの

ままでいいと思うのですが、問題は4番と、市長がどのようなことを考えているか、すなわち市が何を考えて委託しているかという、この部分の存在ずっと低いですが、我々は、当然、意図して委託します。受ける人は、では受けたのだから4番のことをきちんと入れてからやれるような計画があるかどうかということを目指してやる。

○増田都市総務課長 お話しいただいた内容で今すぐ結論ということには我々としてもできないので。

○蒔田委員 できないと思います。今、6番の資料を見ていますが、実は同じことが7番の資料にも出てくるわけです。公園なのか緑地なのかという、施設の名称が違うだけで内容は同じです。6番も話が煮詰まれば7番のほうでも理解あれば受け入れると思うのですが、今、一気にさあ今から審査しましょうという項目を変えるということは、いろいろと大変だと思うのです。だから我々はどこを見て採点しましょうかということ協議してもらいたい。

○石井部会長 はいどうぞ。

○木下委員 やはり市として、ここは評価したいと、今の先生がおっしゃったような、そういうものが明白であれば、加点を重みづけすればいいのです。一方で、例えば、1、2、3、4、一般的な管理においても、やはり上手い下手はあります、技術、事業者に。だからもし管理面で革新的な何か貢献なり、提案がもしあるのであれば、それはそれで評価してあげたらということであれば、何かやはり、どの商売にも対応していくような特別枠のようなものがあると比較シートのようなものを各章の評価とは別に重みづけしてあげられるようなところがあると、それはそれでいいのかなという気がいたしますので、そこは市のご判断かなと思うのですが。必ずしも、利用者数の増というところにすぐに反映されていかないところもあるかと思えますね。

そういうところで、優れた提案があるのであれば、それを評価してあげたいということであれば、どの項目でも評価できるような特別枠をつくっておくといいかなという気はします。

○増田都市総務課長 一応事務局で整理した上でまた部会長にご相談させていただきたいと思えます。

○石井部会長 その他の点について、何かありましたら、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

では、無いようですので、議題2については、以上で終わりいたします。

募集要項等につきましては、只今の部会での意見を反映させていただいて、ご検討をくださいますようお願いいたします。

○竹本公園管理課長 はい。

○石井部会長 続いて、議題3に入るのですが、休憩をとったほうがよろしいでしょうか。45分から再開いたしますのでしばし休憩いたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時46分 再開

○村上都市総務課長補佐 再開前に、少しご報告だけさせていただきたいのですが、まず最初、1点目が、観音寺委員から話がありました管理経費の配点の件で、これは、通常の評価のA、B、CのCのときに60%になりますので、全体評価の点数が20点配点がございしますので、それを掛ける0.6で12点ということで、12点が不可でなければ基礎点として与えられる、これに対して、残りの8点部分をそれぞれ削減状況に応じて加算するという形を打ち出しております。

それから、JVのときの財務の確認方法なのですが、もともとの業務改革推進課という

課がそちらの制度の所管課なのですが、問い合わせましたが、確認がとれませんでしたので、また改めて確認がとれましたらメール等でご報告させていただきますので、よろしくをお願いします。

(確認結果)

基本的には、共同事業体の各構成団体の財務状況等を確認し、その中で一番低かった評価が共同事業体の評価となります。

理由としては、共同事業体の責任割合に関わらず、そのうちの1団体でも撤退した場合、指定管理者の指定が取り消されるため、他の構成団体の財務状況が良かったとしても、1団体の評価が低ければ、共同事業体として財務リスクが存在すると考えられるためです。

それでは、引き続きまして、部会長さんよろしくお願ひいたします。

○石井部会長 では、再開して、議題3「亥鼻公園集会所の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について」に入ります。

では、指定管理者募集要項、管理運営の基準、指定管理予定候補者選定基準等につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○竹本公園管理課長 それでは、資料7-1「亥鼻公園集会所指定管理者募集要項(案)」をお願いいたします。

これから説明いたします亥鼻公園集会所につきましても、構成内容等は先ほどご覧いただきました都市緑化植物園みどりの相談所と同じような形で整理されてございますので、主にそちらと違う点について説明させていただくということでお許し願ひたいと思います。

それでは、7-1、3ページをお願いいたします。

公募の概要でございますが、亥鼻公園集会所ということでございます。

資料7-2の最後に、亥鼻公園の平面図が入っていますので、ご覧いただけますでしょうか。

こういう形でございますが、これが亥鼻公園、都市公園法上は歴史公園ということになっていまして、このうち、右下に実線で囲まれた部分、建物周辺を実線で囲んでありますが、そちらが亥鼻公園集会所になります。

それでは、7-1、3ページにお戻りください。

指定管理期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとなっております。

次に、4ページをお願いいたします。

「4 管理対象施設の概要」、(1)設置目的等でございますが、法令上の設置目的ですが、こちら、正誤表で変更させていただいてございますように、都市公園施設の中の区分でいうところの植物園、動物園、野外劇場、その他の教養施設で政令で定めるものということで、教養施設という区分の中におさまるものでございますので、その法律の部分を記載させていただきます。

続きまして、ビジョンでございますが、本施設は、千葉市発祥の地として設置された歴史公園内にあり、本市や日本の歴史、風土への理解を深める文化活動の場として機能するとともに、周辺エリアの活性化や、市内観光の振興に寄与する。

ミッションとしましては、2つございまして、市民の文化、コミュニティ活動の場を幅広く提供すること。それと、市民等が市内の観光拠点の一つとして、憩える場を提供することとなっております。

(2)施設の概要及び特徴でございますが、所在地は千葉市中央区亥鼻1丁目6番。開設が昭和56年4月4日です。

施設につきましては、敷地面積が71.22㎡、延べ面積が53.82㎡、施設構造としましては、木造の平屋建てでございます。施設の概要としまして、集会所が38.91㎡ございます。こちらについて、指定管理施設ということになっておりまして、内訳としまして、和室、水屋、トイレがあります。それと、同じ建物内に茶店14.91㎡がありまして、これにつきましては、管理許可ということで、本指定管理をとった業者さんに管理許可というものを市から受けていただいて、営業していただく形になります。内訳としましては厨房と売店です。駐車場はございません。

5ページをお願いいたします。

供用時間につきましては、午前9時から午後5時まで、供用日は、年末年始以外の日となっております。

特徴としましては、表中に記載してあるとおりでございます。

続きまして、(3)指定管理者制度導入に関する市の考えとしまして、成果指標と数値目標を設定しております。成果指標は施設利用者数で、数値目標としては、年間2,600人以上ということでございます。

「5 指定管理者が行う業務の範囲」以降は、先ほどと同じような中身になってございます。

それから、8ページをお願いいたします。

下のほうですが、「7 指定管理者の公募手続」、これは、募集要項を公表した後、募集要項等に関する説明会を現地で行います。日付に関しましては8月17日の午前中ということですが。

続きまして、以降、「応募に関する事項」、それから16ページが「経理に関する事項」、それから19ページに10として「審査選定」、20ページが「関係法規」、21ページが「12参考資料」、「13 その他」となっておりまして、以上が募集要項の構成になってございます。

続きまして、資料7-2「亥鼻公園集会所指定管理者管理運営の基準」でございます。

こちらにつきましても、先ほどと同じような構成で、基準を説明させていただいておりますが、7ページ、「5 指定管理者の自主事業実施」となっておりまして、下のほう、(2)茶店の運営とございます。指定管理者は、本施設に隣接する茶店について市の管理許可を取得し、その運営を行うものと。その際、指定管理者は、所定の使用料を市に支払うものとするとしていただいております。

本施設の場合、一つの平屋の中に指定管理対象施設の集会所と茶店が一体になっておりまして、これをそれぞれ別で公募するということになりまして、管理運営が非常に複雑になりますし、非効率になってしまうので、今回のケースで行くと、茶店という非常に小規模な施設ですので、ここは自主事業という形で、指定管理者にやっていただくということで整理させていただいております。

それから、18ページをお願いいたします。

こちらの施設の修繕でございますが、中段あたりにありますなお書きの部分なのですが、1件当たり20万円以下の修繕は指定管理者の負担としということで、20万円以下のものについては、指定管理者において修繕をお願いするというので書かせていただいております。

管理運営の基準についての説明は以上になります。

続きまして、7-3が「様式集」、7-4が「基本協定書」。

すいません1つ漏れていました。基準額の説明を、7-1に戻ってしまいます。

7-1、17ページです。指定管理料の基準額のご説明を忘れていました。

そちらに、今、空欄であると思いますが、5年間で4,434万1,000円です。こちらの修正表の中にも示させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、資料7-4が「基本協定書」で、7-5の「指定管理予定候補者の選定基準」の説明をさせていただきたいと思ひます。流れにつきましては、先ほどと全く同一でございます。

それから、4ページをお願いします。

提案内容審査でございますが、審査項目及び配点につきましては、当初ご提示させていただきましたものと同一の内容になってございます。

それでは、7ページをお願いいたします。

ここで、集会所についての同種の施設の管理実績についてご説明させていただきます。

(1) 同種の施設の管理実績、配点5点でございますが、まずアとしまして、都市公園の同種の施設の管理実績、通算3年以上の実績がある場合は5点。

イとしまして、都市公園以外の公の同種の施設の管理実績、通算3年以上の実績がある場合は4点。

ウとしまして、公の施設の指定管理者としての管理実績、通算3年以上の実績がある場合は2点。

エとして、管理実績がない場合は0点としてございます。

こちら、3年とした理由は、先ほどと同様でございます。

以上、少し駆け足でございましたが、亥鼻公園集会所についての募集要項等のご説明とさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○石井部会長 ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただいた内容について、ご質問、ご意見等がございましたら委員の皆様からご発言をお願いしたいと思ひます。

なお、先ほどの都市緑化植物園と同様の部分については同じような形でということでしょうか。

それ以外の部分での質問、ご意見等があればよろしくお願ひいたします。

はいどうぞ。

○蒔田委員 7-2の資料の最後のページに地図が載っているのですが、一点鎖線の範囲も含めて、光熱水費負担金というのはこの範囲を含めて全部入れるのでしょうか。

○竹本公園管理課長 光熱水費に限って、この区域ということで。

○蒔田委員 公園とはどのような関係になるのでしょうか。

公園を管理する範囲がこの一点鎖線の範囲。

○竹本公園管理課長 公園の管理は、市の公園緑地事務所がやりますが、光熱水費についての区分はこの範囲内でないときれいに切れないものですので。

○蒔田委員 その範囲も含めて管理していくのですね。

○竹本公園管理課長 そうです。それは指定管理料に入れ込んでいます。

○石井部会長 いのはな亭の部分だけ、集会所の部分だけの電気とか、水道とかってやろうと思えばできそうな気もするのですが。何かやらない理由というか、一体のほうがいい理由とか、市にとって何かあるのでしょうか。

○竹本公園管理課長 現状のままお願ひできるということですね。新たな投資をしなくていいという。

○石井部会長 特にデータの的に区別しなくてもさほど問題ないような電気の使用料ということなのでしょうか。

- 竹本公園管理課長 そうです。相当額は委託料に入れ込んでいますので。
- 石井部会長 委託料ですが、これも今までと比べて増減というのはどうなのでしょう。これについては。
- 公園管理課職員 公園管理課の猿田です。説明させていただきます。
増減としましては、前回の期間と比べまして221万2,000円の増となっております、増5.3%となっております。
- 石井部会長 それは消費税が上がる分も見越してということでしょうか。
- 竹本公園管理課長 それから物価上昇率を考えてそのようにしています。
- 石井部会長 はいどうぞ。
- 観音寺委員 7-1の4ページ、(2)の施設の概要及び特徴のところですが、施設として敷地面積71.22㎡、延べ床53.82㎡、茶店含むということで、庭は入れてないのですね。
- 竹本公園管理課長 庭は入っていません。
- 観音寺委員 入ってないのですね。
- 竹本公園管理課長 はい。
- 観音寺委員 施設を訪問させていただいたときに、庭も結構掃除を、年に1回か何かは市でやるのですが、雑草が相当すごいで、毎月ご自身で結構機械を使ったり、手で雑草を抜いたりとされているということでした。その辺りというのは、何か全部読んでないのですが、この中で何か出てくるのですか。
- 竹本公園管理課長 現状としては、運営指定管理者の好意に甘えてしまっている部分がありますので、本来であれば市としてきちんと対応していくべきなので、ここへの入れ込みはしておりません。
- 観音寺委員 例えば、新しい指定管理者からは、庭の管理は仕様に入っていないと言われて、今雑草がばっとなってしまっても、その指定管理に、今までもやってもらっていたよ、前の業者はという、そういう形になってしまうんですか、そうすると。
- 竹本公園管理課長 お話ししてみても、厳しいようであれば市のほうでやると。
- 蒔田委員 だから先ほど言いましたように、公園と施設の関係はどうなっているのですか。光熱費だけが共有で、公園の管理はどなたがやっているのですか。
- 竹本公園管理課長 公園の管理は基本的に。
- 蒔田委員 市ですよ。
- 竹本公園管理課長 はいそうです。
- 蒔田委員 でも、その茶屋が使っている場所から見ると、ここから公園、ここからうちという線引きしたとして、茶屋を使っている、施設を使っている人から見れば、雑草だけは少しみっともないなど。そのような感じを受けたのです。だから、どのような区分になっているのでしょうか。
- 公園管理課職員 「管理運営の基準」の8ページ目、資料の7-2「管理運営の基準」の8ページをご覧ください。こちらの第9に施設維持管理業務実施の基本方針の中の上から3行目になりますが、本施設の管理区域については、別途提示する管理区域図に示すとおりであるということで、先ほど課長から説明させていただきましたが、なお隣接する公園地については、前の日本庭園も中に入っているのですが、管理区域外であるが、指定管理者は管理区域外の維持管理業務を行う者と協力をしていくという、公園緑地事務所と協力していくということです。実際詳細につきましては、8月17日の説明会で説明させていただく形になります。
- 観音寺委員 わかりました。
今のページの(3)の飲食物販事業実施なのですが、この文章の説明をいただいて、少

し意味がわからなかったのですが、どういうことですか。

- 竹本公園管理課長 これは、1つの建物のざっくり、例えば3分の2が今回対象の集会所で、残りの1が茶店である。電気とか水道に関しても、一つの建物として引いてしまっているの、なかなか不可分の関係にあります。そういうことで、我々としては、別の業者をあえて公募をかけるのではなく、本指定管理をとった業者さんにそちらの茶店の営業までお願いしたいと。
- 観音寺委員 それがこの意味なのですかね。本施設の、最後、行うことはできないというのはどういう意味かなと。
- 竹本公園管理課長 要は、施設の、面積的に施設を設けることは不可能ということです。建物のスペースが限られていますので。
- 観音寺委員 集会所で飲食物販をやってはだめだよ。そういう意味ですか。行うことはできないという意味は。
- 竹本公園管理課長 そうですね。集会施設の中で飲食のサービスはできないよと。
- 観音寺委員 そういうことですか。
- 竹本公園管理課長 はい。
- 石井部会長 それは集会施設を集会所として借りた人がいて、その人たちに対して、茶店から物を持って行って売る、そういうことは構わないけれども。集会施設を借りてない人に対して、そこを。
- 竹本公園管理課長 レストラン的なものはできませんよということです。
- 石井部会長 そこは、茶店の物を食べる場所として使わせてはだめですよ、そういったようなことになるのですか。
- 竹本公園管理課長 茶店で売っているものを、その集会所の中で集会所の利用者に対して提供することはそれは可能ですけれど、集会所の一角をつぶしてレストラン的なもの、また茶店とは別のサービスをするというのはだめですよと。
- 石井部会長 そういうこと。
- 竹本公園管理課長 はい。
- 石井部会長 例えば、集会所が空いているときに、茶店に来たお客さんを、そちらへ通して、ここで食べてもいいですよとやることは可能なのですか。
- 竹本公園管理課長 それは指定管理者がそのスペースを借り上げると、自主事業として借り上げるといってお話であれば可能です。
- 石井部会長 だけれども料金を払わなければ使ってはいけませんよということですよ、指定管理者が。
- 竹本公園管理課長 そうですね。
- 蒔田委員 茶店で物を買ったものを裏の施設の中に入って飲食するということは禁止。
- 山下公園緑地部長 要は、茶店に置いてあるものを買って、茶室ですけども、そこは特に有料施設になるので。
- 蒔田委員 だから調整できない。
- 竹本公園管理課長 有料施設ご利用者に対して、茶店がだんごを持っていくとか、それは大丈夫です。
- 観音寺委員 要は、茶店の事業とは全然別のことを集会所を使って、例えば屋台を出して売るとか、そういうのはだめだよということですか。
- 竹本公園管理課長 そういうことです。
- 観音寺委員 狭いし、そういうことをするようなスペースはないという捉え方でいいのですか。

それから、7-2の15ページの一番上です。園内トイレ清掃というのに関して、再三出ている公園の話もあるのですが、園内トイレというのは、地図で言えばどこの場所のことを指しているのですか。

- 公園管理課職員 地図をごらんください。階段を上がってきましたあたりに四角い建物があります、こちらに。
- 観音寺委員 四角の、そこ1個ということでいいのですね。
- 公園管理課職員 こちらが該当になります。
- 観音寺委員 そこに1個ということでいいのですね。
- 公園管理課職員 ええ。
- 観音寺委員 トイレの清掃に必要な経費ということで、いわゆる洗剤とかだと思っただけですけど、トイレットペーパーとか、そういうものは入るんですか。
- 公園管理課職員 それも委託料に入っています。
- 石井部会長 管理区域図の中で点線で囲まれている部分が光熱水費が一緒だということなんですけど、囲まれてない部分の郷土博物館のほうは、これは県の施設ですか。
- 竹本公園管理課長 市の教育委員会です。
- 石井部会長 囲まれていない下の方は。
- 竹本公園管理課長 これは市の公園緑地事務所で管理している公園部分です。
- 石井部会長 その他、委員の皆様方どうぞ。
- 木下委員 前々回の年度評価・総合評価のときに、PRには力を入れていただいているのだけれど、依然として、決して認知度は高くなくて、引き続きPR活動も必要だという話と、それから先ほどもご意見が出ていましたが、公園内はもとより、さらにその周りの近隣施設との連携も検討をするということが出たわけですが、そのことが、要項等の中で、明確に述べられていたほうがいいと思うのですが。例えばビジョン、ミッションの中で、周辺エリアの活性化とか、あるいは観光拠点の一つとして憩える場を提供するというような記載がございますが、例えば、ミッションのところ、市内の観光拠点の一つとして周知を図り、市民等が憩える場を提供することとか、もう少しPR、先ほどプロモーションの話とも関わる話だと思っておりますが、そういう前回の年度評価を踏まえたものにされるというのかなと。

それから、近隣施設との連携に関しても、なかなか難しいのですが、これは施設の概要及び情報のところに書くのでしたね。周辺が日本庭園の歴史公園になっていて、桜の名所にもなっていて、いろいろな施設がありますので、そういったものとの相乗効果と言いますか、連携を視野に入れて検討していくとか。観光拠点の一つになっていますと書いてしまうと、もう観光拠点だからいいんだと、何か安心してしまうような感じですね。ですから、前回の年度評価のときに出たご意見を具体的にビジョン、ミッションなり、連携の特徴のところできちんと応募者が理解をできるような文言に修正されたほうがいいのか。これが一つと、あとは、具体的に、評価基準のところ、そういった評価を、先ほどの議論と同じように、重みづけしていくのかどうか、これは今回の利用促進の話かと思うのですが。植物園と同様の問題があるかと思えます。

- 竹本公園管理課長 委員のおっしゃいました、周知とか、周辺との連携につきましては、ミッションの中に書き込む、あるいは別のところで触れていくということで、工夫はしていきたいと思えます。
- 石井部会長 こちらについてはどうでしょうか。先ほどの植物園と同じように特別提案のような項目を設けるのか、そこまでのことはしないのか、規模も小さいですし、どちらでもいいのかなという気もするところではありますが、委員の皆さんご意見いかがでしょうか。

- 観音寺委員 茶店の運営の部分と集会所の管理があるかと思うのですが、茶店のところは、自主事業の効果的な実施というものが7-3の19ページに、書くのは多分ここはほとんど茶店の話しかないのかなと思うので、多分、品ぞろえ等もあると思うのですが、プロモーションの部分などもここには書くのかなという気もしまして、個人的には、植物園とは違って、そこまでは必要ないかなと考えます。
- 石井部会長 その点について何かご意見、大谷委員ありますでしょうか。特に、無いでしょうか。
- 大谷委員 同じ意見で、やはり規模がかなり小さいことと、記憶によると余り知られていないために、利用者にとっては、場所もわかりにくく不便だと思います。そこで、何か工夫をしていただけるような施策を盛り込んでいただければと思います。
- 蒔田委員 お城までは行くのですが、その裏側に茶店があるぞということと、その裏側に施設があって、こんな利用ができますよということがなかなかわからない。だから少なくとも道標ぐらいはきちんとせいとか。施設があるぞとか。
- 山下公園緑地部長 確かに、先ほどの植物園は、来園者、利用者の増を一つに計画しているようでして、この場合に、そういうことを目的としたときに規模が余りにも小さくて、限られたようになってくると、逆に言うと、それを量を増やすよりも、周知を重点に置いて、周知されることによって利用者が増えるという、その違いはあるのかなと思うので、この提案の中で、利用促進というよりも、知名度を上げる、周知をする、そういう方法はどういう方法をとられるかというものが書かれていることが一番なのかなとは思っています。
- 石井部会長 そうすると、こちらについては、項目を増やすということではなくて、現在の項目の中で様式の書き方とか、少し工夫をして、書けるようにしていただくということでご検討いただければと思います。
- 竹本公園管理課長 はい。わかりました。
- 蒔田委員 公園との関係は、公園を管理しているものと、建物を管理しているもの、別々方式なので、このような関係になったのかなということが見学させてもらったときに少し気になったところなのです。
- 石井部会長 はいどうぞ。
- 観音寺委員 7-2の5ページなのですが、4ページから運營業務ということで、広報・プロモーションとか、予約問い合わせとか、この辺りは先ほどの植物園と同じ項目だなと思います。再三、指定の書式というか、汎用的に使っていらっしゃるということがあるかどうかと思うのですが、植物園は、どちらかという公園なので、自由に来てもらって、そこで接客は一生懸命やらなくてもいいとは思いますが、あの施設はやはり声掛けだったり、通りを歩いている人に効果的に声を掛けて茶店の利用を促したり、または集会場なり、PRしていくということを考えると、少しこの接客の項目が全く植物園と一緒に項目で、ユニバーサルサービスとか、ホームレスの取り扱いとか、公園、植物園にはあっているかなと思います。この接客という項目は、そのままこの集会所のところには少しそぐわないかなというか、もっと手厚くサービス業という視点を含めた接客対応というものをしていくべきではないかなと感じます。
- 竹本公園管理課長 委員のご意見を踏まえて、もう少し厚みを増すような形で考えていきたいと思っています。
- 観音寺委員 ありがとうございます。
- 石井部会長 その他いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。どうぞ。

- 観音寺委員 この間、お邪魔させていただいたときに、自主事業のところなのかな、市に幾らかお支払いしている利用料のようなものがあるということを知ったのですが、どのような内容なのでしょう。
- 竹本公園管理課長 管理許可使用料というものをいただいています。
- 観音寺委員 それはここに謳われているのですか。
- 竹本公園管理課長 管理許可を取っていただくというところで、7-2の7ページです。茶店の運営となりまして、その2段目に所定の使用料を市に支払うものとする。
- 観音寺委員 使用料というのは、ここには謳わないということですよ。
- 竹本公園管理課長 そうですね。金額ですか。
- 観音寺委員 はい。
- 竹本公園管理課長 それはここには入れ込んでいません。ご質問があれば答えますけれど。
- 観音寺委員 ちなみに幾らですか。
- 竹本公園管理課長 少し待ってください。
- 公園管理課職員 26年度実績で16万8,480円になっております。
- 観音寺委員 16万8,480円。これは年間ですか。
- 公園管理課職員 年間の。
- 観音寺委員 こういうものというのは、謳わないで、提案者側は不安にならないのですかね。
- これがどれぐらいの金額かということは結構収支をはじく上で大きいのではないかなという気がするのですが。自主事業に関して、利用料以上儲けないと、経費も払った上でそれ以上の利益を上げないと、ここが払えなくて赤字になるわけですよ。
- この利用料の内容については、質問があれば対応するというのでしょうか。
- 竹本公園管理課長 そうですね。入れ込んで大丈夫です。
- 公園管理課職員 そうですね。
- 竹本公園管理課長 条例改正に関連していないから。
- 公園管理課職員 消費税等によって変わる可能性があると思います。
- ただ、あとは面積等によって変わる可能性もございます。
- 観音寺委員 現状の数字ということで提示すればよいと思います。
- 公園管理課職員 そうですね。説明会で説明することも可能ですし、あとは、7-1の「募集要項」の3ページ目なのですが、「3 公募の概要」の(1)管理対象施設のところで、なお、指定管理者は、本施設に隣接する茶店について、都市公園法第5条の規定に基づく市の管理許可を取得し、本施設と茶店を一体的に管理することとしますという規定がございまして、都市公園条例がありますけれど、具体的に内容等についての金額を明記しておりまして。
- 竹本公園管理課長 ただ、提案書を出すときに、収支計画が、これが決まっていなくて正確にわからないと立てられない。もう自主事業でやりなさいと市が言ってしまう以上は。だから示しておくべきなので、そこは改善します。
- 観音寺委員 多分つくるほうも、教えてくださいという質問が出るのかなという気はしますけれど。少しその配慮をいただけるのでしょうか。
- 石井部会長 その他、何かございますでしょうか。
- では、特には無いということで、よろしいでしょうか。
- では、議題3については以上で終わりいたします。
- 募集要項等につきましては、只今の部会での意見を反映させていただきますようお願いいたします。

これで、本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成27年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○山下公園緑地部長 本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。今回いただいた意見については、十分要望どおりに反映させて、最終的な確定をしたいと思っております。

また、指定管理者の公募を実施して参りますけれど、10月に提案内容の審査につきましてもまたよろしく願いいたします。

本日は蒸し暑い中ありがとうございました。

○竹本公園管理課長 ありがとうございました。